上田市立丸子北中学校『いじめ防止基本方針』

1　いじめの防止等のための対策に関する基本方針

【定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。　　≪いじめ防止対策推進法　平成 25 年法律第 71 号≫

【基本理念】

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの禁止】

児童等は、いじめを行ってはならない。

【学校及び学校の教職員の責務】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

２ いじめの未然防止のための取組　【別表１ いじめ防止基本方針フロー図参照】

（１）いじめの未然防止

いじめを許さない学校としていくためには、生徒たちの友人関係の基本となる学級経営を大切に考えていく必要がある。本校においては、以下のように指導・支援を行って、毎日の学級づくりに取り組んでいく。

①授業の改善

・全職員がわかる授業に努め、日々の授業を常に公開し、授業規律、教科指導、生徒指導等の観点から互い意見交換を行い改善を図る。

②道徳教育の充実

各学年における道徳教育の目標にもとづき、各学年の発達段階を大切にした資料や学習の展開を工夫して授業を行う。

③人権同和教育の充実

〈春の人権教育月間（５月）〉

・いじめや差別についての事前アンケート調査

・人権同和教育の授業（４時間程度）→体験活動も大切にする。

【１学年】新しい中学校という社会の中で、身の周りにある事象の人権的な側面に光を当て「人との関わり」について学習を深める。また、自他の良さを振り返り、自尊感情を高める。

【２学年】自己を見つめ、自分と異質な物を排除するのではなく、お互いの個性や違いを認め合うことの大切さを知る。

【３学年】特定の進路先に対する偏見や差別をなくして、それぞれの進路先の良さや特性を理解した上で、適切な進路選択を志向できる心を育成する。

〈秋の人権教育月間（１１月）〉

・人権同和教育の授業（５～６時間程度）

【１学年】自分と他の人には、必ず違いがあることを理解し、違いも含め自他ともに尊重していこうという気持ちを育む。

【２学年】差別に立ち向かい差別解消に向け努力した人々の姿や願いを学び、差別の問題を解決していこうとする態度を養う。

【３学年】「ハンセン病」問題を始め、社会に内在している差別問題について学ぶことを通して、社会が持ち続けている差別偏見を解決していこうとする態度を養う。

・外部講師による講演

・人権教育授業参観、学級懇談会

・人権作文や標語等を市教委主催の人権啓発作品公募へ応募

④校内研修の充実

ア　発達障がいへの理解と対応（**対象：職員、保護者６月**）（**対象；職員　年数回**）

イ　丸子学校人権教育研修会　７月

ウ　丸子北中ブロック人権同和教育研修　１１月

エ　非違行為防止対策研修　月１回

オ　情報モラル教育研修（対象；職員・生徒）　７月

カ　学級集団作りについての研修　　年数回
キ　三校ＰＴＡ人権講演会（対象；職員・保護者）９月

（2）いじめの早期発見

①人権アンケートの実施　　（月１回）
②いじめ等に関する全校アンケート　　（年３回）
③生徒指導係会（いじめ対策委員会）隔週月曜日実施
④教育相談月間（７月・１１月）

３　いじめへの対応　　【別表2　　参照】

（１）いじめが起きた時の初期対応の手順

【段階】	【初期対応手順】
１　いじめの発見と報告 「即対応。迷ったら、まず、連絡・報告・相談する」	１「生徒の訴え」「保護者の訴え」「いじめの目撃」等教職員による「いじめ事案の認識」 ①訴えを受けた教職員は親身になって傾聴する。 ②発見した職員・聞き取りをした職員の手順 学級担任・学年主任→生徒指導主事→教頭・校長
２　全体像の把握と対応の検討 〈緊急対応会議〉 「基本方針の確認」 「事実と気持ちを正確につかむ」 「具体的に動ける対応策を検討する」	２　学校長は「いじめ対策委員会」（など関係職員を招集し、緊急度の確認、いじめられている生徒を守ることの指示を徹底する。→　初期対応の指示を出す。 ３　生徒からの事情の聞き取りを分担して行う。 ①いじめられた生徒からの聞き取り（学級担任） ②周囲からの聞き取り（学年職員） ③いじめた生徒からの聞き取り（生徒指導係） ４　聞き取った事実を照らし合わせ、いじめの構造と事実関係を把握する。 ５　対応策（いつ・だれが・何を・どのように・・・」具体的な対応策を検討し、学校長は対策委員会による対応の指示をする。
３　支援・指導方針の一致と保護者の協力 「学校の方針としてぶれない対応を取る」 「保護者の協力を得られる対応を取る。」	６　職員会議を招集し、共通理解をする。 ７　いじめ解消、生徒の人間関係修復に向けた手立てを講じる。 ８　対策委員会が分担して、保護者に連絡し、支援・指導方針を説明する。 ９　職員会議で報告しながら、全校職員で、当該生徒や周囲の生徒の学校生活の状況を把握し、共通理解のもとに支援・指導にあたる。

（２）重大な事案・緊急を要する事案　　【別表２　参照】

（３）個に応じた具体的な対応方針

≪いじめられている生徒には≫

いじめられている生徒への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

□受容→つらさや悔しさを十分に受け止める。（傾聴の姿勢）
□安心→具体的な支援内容を示す。（教師は絶対的な味方）
□自信→良い点を認め励まし、自信を与える。
□回復→人間関係の確立を目指す。（交友関係の醸成）
□成長→自己理解を深め、改善点を克服する。（自立の支援）
※心理的ケアを十分に行うことが重要である。
→スクールカウンセラーも含めて、外部機関とも連携して当たる。

≪いじめている生徒には≫

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

□確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
（はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない）
□傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。（受容的態度）
□内省→いじめられている生徒のつらさに気づかせる。
（いじめは絶対にいけないことの指導）
□処遇→課題解決のための援助を行う。（いじめのエネルギーの善用を図る）
□回復→役割体験等を通じて所属感を高める。（成長への信頼）
※心理的ケアを十分に行うことが重要である。
→スクールカウンセラーも含めて、外部機関とも連携して当たる。

≪いじめられている生徒の保護者には≫

と保護者との信頼関係を深め、いじめに対する基本的認識のズレからの問題を複雑にしないようにする。

□いじめの事実を正確に伝える。
□学校はいじめられている生徒を守るという姿勢を示す。
□信頼関係を構築する。→不用意な発言はしない。
□家庭との連絡を密にとる。→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼
□被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。

≪いじめている生徒の保護者には≫

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

□事実をきちんと伝える。
□保護者の心情を理解する。（怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など）
□具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

≪学級には≫

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

□具体的事実に基づいて話し合う。（当事者の了解・配慮）
□いじめられた生徒に共感させ、いじめた生徒も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
□共に生活することや傍観の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
□いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級を目指す。
□意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。
□連帯感の育成、人間関係づくり（自己存在感）

≪関係機関との連携≫

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

□校内いじめ対策委員会が中心となって対応し、教育委員会の指導をうける。
□学校・家庭・関係機関（相談機関・警察等）との連携を日頃から図っておき、学校内外の相談窓口の周知を図る。
□年度当初、いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認をしておく。

4　いじめに対する措置

（１）教職員や保護者などは、生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。
（２）学校は、通報を受けたときや学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われ時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。
（３）いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
（４）必要な場合は、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。

（５）いじめの事案に係る情報をいじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための連絡や会合を持つ。
（６）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄の警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

５　校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

６　重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
（１）重大な事態が発生した旨を上田市教育委員会・長野県教育委員会に速やかに報告する。
（２）教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。**【別表2】**
（３）上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
（４）上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

７　学校評価に対する留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を生徒、保護者、学校関係者の学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
（１）いじめの早期発見に関する取組に関すること。
（２）いじめの再発を防止するための取組に関すること。